

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第18回ワークショップの概要

日 時 平成22年6月19日(土) 午前9時04分～12時

会 場 庁舎4階 会議室404

出席委員 飯島、五十嵐、内山、金子、神田、日下、嶋津、野口、橋本、平田、広辺、藤巻、
(敬称略) 松井、吉野

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

Bグループの欠席者が多かったため、2グループでのワークショップとなった。

(1) 大項目「情報公開・情報提供」についてのワークショップ

前回の続きのワークショップを行った。

各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

Aグループ	金子(発表) 神田、野口、橋本、平田、藤巻、松井
範囲	・白岡町情報公開条例に定めてある範囲で良いのではないかな。
公開と提供の原則 (罰則)	・原則、公開・共有 ・地域の自治を進める団体は、積極的に団体内の情報を公開しなければいけない。 ・個人情報保護については、今ある白岡町個人情報保護条例で定められているので良い。
共有のしくみ	・町が情報館のようなものを設置して、町民同士、地域の団体同士が情報共有する。 ・ホームページの充実 この中項目については、議論の途中である。
Cグループ	広辺(発表) 飯島、五十嵐、内山、日下、嶋津、吉野
範囲	・白岡町情報公開条例の定める範囲としたが、地域を入れることで、白岡町情報公開条例ではなく、「範囲」についてはなくてもいい。また、可能な情報全部を公開することになるので、敢えて「範囲」を書く必要はない。
公開と提供の原則 (罰則)	・町と議会が白岡町情報公開条例に基づき提供し、地域のみなさんは持てる情報は積極的に公開してほしい。そして、お互いに共有していきたい。 ・地域の情報も公開してほしいので、罰則を設けることはできないため、「罰則」は要らない。
共有のしくみ	・地域の側に対しては、それぞれの団体で努力していただくことなので、仕組みを作りなさいということはない。 ・行政には、広報やホームページを充実させて、双方向でお話ができる環境整備について努力してほしい。掲示板や地域SNSなど様々な方法で積極的に公開していく。

(2) 大項目「住民投票」についてのワークショップ

なお、「住民投票」を大項目として残すか議論した結果、重要な項目であるため、残すこととなっ

たことから、括弧書きから括弧を外すことになった。

各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

Aグループ	神田(発表)、金子、野口、橋本、平田、藤巻、松井
意義	・住民投票は住民自らが自治に参加する上で重要であり、民主主義を確立させ、住民の意識を高めるためにも非常に重要。また、住民投票ができる状況があることが、行政に緊張感を与え、私たちの意識も高める。このことから、自治基本条例には住民投票の項目を設ける。
範囲	・「町民」と言っても、範囲が明らかなではないので、「住所を有する町民」にした。 ・国籍が必要かどうかについては、日本人以外の方々の意見が反映されるという意見と、そのような方々の権利も保障しなければいけないという意見に割れた。 ・年齢は、有権者ということで20歳という意見や国民投票制度の18歳、十分な判断があるという理由で16歳などの意見があり、意見が割れた。
制度	・一定の要件が揃えばいつでも住民投票が実施できる常設型にする。 ・一定の要件の1つは、町長が発議すること。そして、議会も議決をすれば、住民投票ができる。もう1つは、住民の5分の1の署名があれば住民投票ができる。 ・むやみに住民投票をするべきではないので、重要な事項に関することだけする。ただし、5分の1の署名が集まれば、重要なことになる。
住民の参画 (住民投票)	・別途、住民投票条例を定めて具体的な中身を規定。 ・住民投票の結果を尊重する規定を設けることで、議会、町長が無視をしないようにする。
Cグループ	日下(発表)、飯島、五十嵐、内山、嶋津、広辺、吉野
意義	・いつどのようなことがあるか分からないので非常時の道具として持っておくためにも、住民投票を規定しておくことになった。 ・住民の安心安全や重要な事項に関して意向が反映される観点から住民投票が行われる必要がある。
範囲	・合併などの重要課題などを決めておいて、その範囲内で住民投票を実施する。 ・請求権者である町民の何分の1かの要求があれば、どのような項目でも重要なことだと受け止め、町長は住民投票を原則行わなければいけない。 ・住民投票を行った結果は行政に反映していかなければならない。 この中項目については、結論が出ていない。
制度	・重要課題をどのようにするか。 ・住民の何分の1かの要請、また、何歳以上にするかなどは、結論が出ないので、改めて、別途条例を定めるときに決めていくことだと思う。 ・3分の1や50分の1、年齢についても別途議論する必要がある。
住民の参画 (住民投票)	・パブリックコメントや町長への手紙などの手段が住民の意向を反映する仕組みの1つだと思うが、それだけでは住民投票の意義とは違ってくるので、大項目として住民投票を残す。 ・その上で、住民投票の規定が必要であるということが一番重要。 この中項目については、詳細を議論していない。

詳細については、議事録を参照してください。

今回のワークショップで各グループがまとめたシートを基に、第10回作業部会で案を作成する。作成する案については、第19回全体会議で報告する。

(3) その他

ア 次回の全体会議の内容

以下の3つの大項目について、作業部会が作成する案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討する。

(7) 「地域自治・コミュニティ」

(4) 「情報公開・情報共有」

(5) 「住民投票」

イ 本日の会議終了後、第10回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

7月4日(日)午前9時から、庁舎の特別大会議室で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第18回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年6月19日（土）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 会議室404

3 内 容

ワークショップでは、まず、大項目「情報公開・情報共有」の3つの中項目については前回のワークショップの続きを行います。また、大項目「(住民投票)」の4つの中項目について、具体的な内容等についての議論を行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
9:10～11:50 (適宜休憩)	3グループによるワークショップ (1) 前回に引き続き、大項目「情報公開・情報共有」の中項目「範囲」、「公開と提供の原則（罰則）」、「共有のしくみ」の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。 (2) グループごとに発表します。 ※以下の作業内容については、裏面のとおりです。 (3) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、大項目「(住民投票)」の中項目「意義」、「範囲」、「制度」、「住民の参画（住民投票）」の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。 (4) グループごとに発表します。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

※今回は、全体会議は行いません。

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。

特に、「**考え方**」を作成することは、「**条例の素案**」の内容が、**町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうか**を左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、**みなさんの「想い」を明確に文章にすること**を言います。『**考え方（想い）**』があるからこそ、その内容になる」のです！！★

「(住民投票)」の中項目「**意義**」、「**範囲**」、「**制度**」、「**住民の参画（住民投票）**」の内容はどのようなものになるの？

【**意義**】「なぜ住民投票という手段で行うのか」について明確にする項目です。

【**範囲**】「住民投票」ができる範囲（内容・対象・年齢等）がどこまでかを明確にする項目です。

【**制度**】「住民投票」という制度は、具体的にはどのようなものなのかを明確にする項目です。

【**住民の参画（住民投票）**】町民が「住民投票」で参画することの、どのようなことを書きたいのか明確にする項目です。

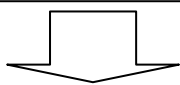
※今までに議論してきた「全体」の「バランス」なども考慮しながら議論してください。

* * * * *

【「(住民投票)」の中項目「**意義**」、「**範囲**」、「**制度**」、「**住民の参画（住民投票）**」の具体的な内容等について】

- ①「大項目「(住民投票)」で挙げた中項目「**意義**」、「**範囲**」、「**制度**」、「**住民の参画（住民投票）**」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に記録してください。



特に、「**なぜ(考え方)**」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

- ② ①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

①の作業で出した意見等を基にして、グループとして**内容、趣旨、考え方などを集約して**いきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



- ③ どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その**内容、趣旨、考え方などについて発表**を行います。

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H22.6.5現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
総論	1 理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。 次世代を担うこともたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。 住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。	
総論	2 目的	「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	
総論	3 (定義)		他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。 ・町民 ・住民協働 ・まちづくり		
町民	1 町民 (定義)	この条例の中で使用される「町民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。	白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H2 2.6.5 現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
町民	2 権 利	町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使し、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	「権利」全体について	「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。	
			町民は、まちづくりに参画する権利を有します。	まちづくりに関して、基本となる参画する権利を町民が有することを明記するものです。企画、実施、評価の段階に参画することが考えられます。 これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。	
			町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。	まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。	
			町民は、まちづくりの主体として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。	町民が主体となりまちづくりに関わり、自らも成長するために、積極的に学習するための機会を得る権利があることを規定しています。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶことで町民も協働のパートナーとして成長していくことを宣言的な意味で規定したものです。	
町民	3 責 務	ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。	まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。	
			町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。	自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。	
			町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。	
住民協働	1 定 義	この条例における、「まちづくり」及び「住民協働」という用語の定義を定めたものです。	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。	「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合がありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含めるため「誰もが誇れる白岡町を作り出す活動」としました。	
			この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。	協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。 地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H2 2.6.5 現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
住民協働	2 住民参画	住民が協働のまちづくりにかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	「住民参画」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはいけません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。	
		政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。		については、この条例における協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことですが、協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していくことが不可欠と考えます。 町が政策決定等を行うに当たっては、住民参画の下、町民と町が互いに理解と信頼を深めつつ、共通の目的を実現するために協働することを原則とするものです。	
		町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。		については、地方自治の原則である住民自治を実現するためには町民の意向を最大限に尊重し、行政運営を行う必要があります。そのため、町民の意見や提案の把握に努めるとともに、町民から提出された提案を尊重することの重要性を定めたものです。 なお、積極的に町民の意向や提案を受けて町政に反映させるため、常時、町民の提案を受け付け、実現可能な提案は協働の理念に基づき、尊重して速やかに実行するような制度の創設が必要であると考えます。	
		町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。		の1つに、「パブリックコメント」があります。これは、まちの重要な政策や計画の策定の一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。	
		行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。		では、大項目「町民」の中項目「権利」の内容、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」に関して、そうした権利を保障し、住民参画の仕組みを定めるため(仮)住民参画条例を別に定めることを規定したものです。そうした住民参画のしくみの1つとして「政策の立案、実施、評価等の各段階」に幅広い町民の参画に努め、PDCAサイクルの推進とともに、町民の意思を町政に反映させることを提案したものです。評価等を行う一つの手法として「事業仕分け」も有効と考えられます。 また、町民が政策の立案、実施、評価等の各段階に参画するというのは、具体的には、町の附属機関等の各種委員への町民の参画等のことです。 ここで言う附属機関等とは、地方自治法第202条の3第1項で規定されている、法律若しくは政令又は条例の定めるところにより置かれ、調停、審査、審議または調査等を行う機関の他、町長等が任意で設置する審議会等も含んでいます。 附属機関等の委員の選任に当たっては、それぞれの設置目的等に照らし、原則として公募を取り入れ、また、町で定めている「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、委員の選任を行う必要があります。政策形成過程における住民参画の有効な手段ですので、町には、より多くの町民の参画を可能にする取組として幅広い人材を募ることを期待し、町民に対しては、まちづくりに積極的に参画することで、成長しようという想いがあります。	
		町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。		については、この条例では、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携してみんなでまちづくりをすすめることを住民協働としています。 これからのまちづくりは、従来のように議会と町が進めるだけでなく、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、協働で公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共の分野を開拓していくためには、町側からの提案ばかりでなく、町民側から提案で協働で求められた場合にも、この条例の理念に従い、町が誠実に対応することを求めるものです。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H2 2.6.5 現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
行政	1 行政の責務	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。	
			行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、町民の願いや要求に常に気を配り、的確に町民ニーズに応える事が必要です。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進されと考えます。	
			行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。	行政は情報を公開し、町民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち町民にわかりやすいかたちで公表し、町民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。	
			行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。	で公開された情報に基づき、町民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、町民が参加する仕組みができれば、行政は町民の信託に応えることができると考えます。	
行政	2 町長の責務	この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。 町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営の基本方針を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。	町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たる必要があります。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。	
			町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。	町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は町民から選ばれた町政運営の最高責任者です。で、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。 町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。	
			町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。	町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを町民は期待します。 ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しています。	
行政	3 職員の責務	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。	職員も、この条例では、「町民」です。職員は全体の奉仕者として、私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現することを期待しています。職員も一町民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。また、町民は職員に対して、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行することも期待しています。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H22.6.5現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
行政	4 行政運営	行政運営のあるべき姿について明確にする項目です。白岡町が自立して地方自治を推進し、この条例の理念を実現するため、財政運営も含めた行政運営のあり方について明確にしています。	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。	行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。(組織の透明性)	
			行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)	
			行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。	白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や都道府県及び他の市区町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)	
			行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。	「白岡町行政手続条例」が制定されておりますが、町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができると考えているため、ここではあえて明記しています。(公正な行政手続)	
			行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。	限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させる必要があります。自治体経営の観点からも、短期の年度だけでなく、中長期も見据えながら、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。 また、町民に財政状況を明らかにすることにより、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の用途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～議会)
第14回～第17回全体会議を踏まえたもの

(H22.6.5現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
議会	1 議会の責務	この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	「議会の責務」全体について	議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。	
			議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。	議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。また、議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の重要事項を決定する議決機関でもあります。この、町民の意思を反映したまちづくりを行うことが一番重要な議会の役割と捉え、「町民の意思決定機関」と表現しました。	
			議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。	議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしています。	
			議会の会議は原則、公開とします。	議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。	
			議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。	町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じることが大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいと思っています。このため、町民に分かりやすく説明することは大前提であり、ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。	
議会	2 議員の責務	この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。	議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。	
			議員は、説明責任を果たすように努めます。	議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。	

条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.6.19現在)

1 大項目	(住民投票)
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

「中項目」の数が多いと思う場合は、適宜項目を集約し、このシートを提出してください。